

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年6月9日京都市条例第4号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定等について所得税における公的年金等控除の改正に伴う経過措置を講じることとしました。

この条例は、平成18年6月9日から施行し、平成18年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第4号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出しを「(公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)」に改め、同項中「について同条第4項」を「(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項」に改め、「限る」の右に「。以下「特定公的年金等控除額」という」を加え、「これらの規定」を「同条第1項」に、「よって」を「より」に改め、「地方税法」との右に「、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」と」を加える。

附則中第15項を第19項とし、第9項から第14項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「第35条の3第12項」を「第35条の3第11項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則中第7項を第11項とし、第6項を第10項とし、第5項を第9項とし、第4項の次に次の4項を加える。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

- 5 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下

「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から280,000円を控除した金額によるものとする。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から280,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

6 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、附則第4項の規定にかかわらず、同条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から220,000円を控除した金額によるものとする。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から220,000円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

7 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合

であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第12条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から130,000円を控除した額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 8 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第12条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から70,000円を控除した額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)